



日田市規則第77号

日田市田来原美しい森づくり公園交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月27日

日田市長

棕野美智子

日田市田来原美しい森づくり公園交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日田市田来原美しい森づくり公園交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成28年規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第1条 略 <u>（利用時間）</u> 第2条 <u>日田市田来原美しい森づくり公園交流施設（以下「交流施設」という。）の利用時間は、午前9時から午後10時までと</u>	（趣旨） 第1条 略

する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 交流施設の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(利用申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により交流施設の利用の許可を受けようとする者は、利用日の5日前までに日田市田来原美しい森づくり公園交流施設利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用許可)

第5条 略

(使用料の減免)

第6条 略

(使用料の還付)

(利用申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により日田市田来原美しい森づくり公園交流施設（以下「交流施設」という。）の利用の許可を受けようとする者は、日田市田来原美しい森づくり公園交流施設利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用許可)

第3条 略

(使用料の減免)

第4条 略

(使用料の還付)

第7条 略

(利用者の遵守事項)

第8条 略

(施設等の損傷届)

第9条 略

(委任)

第10条 略

第5条 略

(利用者の遵守事項)

第6条 略

(施設等の損傷届)

第7条 略

(委任)

第8条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。